

商工会アンテナショップ “グルっとMIYAGAI” 出展事業者募集要領

1. 事業の目的

地域経済を支える中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源の活用などで開発した地域産品等を共同で販売する拠点を設置し、実際の販売やマーケティング調査事業を実施することにより中小企業・小規模事業者の商品力の向上を図ることを目的とする。

2. 開設店舗

名 称	商工会アンテナショップ “グルっとMIYAGAI” 〒980-0811
場 所	仙台市青葉区中央2丁目1番18号 (クリスロード商店街内) 「仙台縁日」隣り 地産地消市場内
専有面積	23.2㎡ (7.03坪)
電話/FAX 兼 用	未定 (当面の連絡先 宮城県商工会連合会 地域振興課 022-225-8751)

3. 事業主体

宮城県商工会連合会
一般社団法人 宮城県物産振興協会
株式会社仙台放送

4. 出展参加資格等

(1) 参加資格	① 出展事業者は、商工会員で小規模事業者とする。 ② 販路拡大のため宮城県商工会連合会（以下、本会という）が実施するマーケティング事業に協力いただける方。 ③ その他本要領の定める事項に同意いただける方。
(2) 出展商品	食品であること。
(3) 出展商品 基 準	① 出展する事業者等が製造又は、最終加工したものであること。 ② JAS法及びアレルギー表示義務に基づく内容表示が適正に表示されていること。 ③ 出展期間に継続して供給することができる特産品等であること。 ④ ナショナルブランド（大規模小売店などで既に販売され全国的規模で販売されている）でないもの。 ⑤ 高額な商品でないこと。 ⑥ 見本展示のみの対応は不可とする。

5. 申込について

(1) 申込期限	平成27年5月11日（月）
(2) 申 込 先	宮城県商工会連合会 地域振興課 電話番号：022-225-8751

	Email : antena@office.miyagi-fsci.or.jp
(3) 申込書類	様式1 商品出展申込書 必要事項を全て記入の上、最寄りの商工会を通じてお申込み下さい。

6. 出展の決定について

出展希望があった一品一品について、前掲の「4. 出展参加資格等」に定める各号に基づき、本会と（一財）宮城県物産振興協会（以下、物産協会という）との協議で、出展の可否を決定し、出展許可証を発行させて頂いた上で、覚書を締結させていただきます。

※陳列スペースに限りがございますので、止むを得ず出展をお断りする場合もございますので予めご承知おき下さい。

7. 出展数及び出展期間について

(1) 1 商工会	5 事業者を目途に募集する。
(2) 出展数	1 事業者あたり 3 商品アイテム数とする。
(3) 出展期間	「原則 3 か月毎の入替制」 とさせていただきますが、人気アイテム、商品ブラッシュアップによる経過観察商品等については、出展期間の延長をお願いする場合がございますので、あらかじめご承知置き下さい。
(6) 商品変更	季節商品等については、適宜対応いたしますので、早めに再申込をいただきますようお願いいたします。

8. 取引形態について

委託販売方式といたします。

なお、商品搬入にかかる経費は出展事業者負担となります。

9. 値下げ、在庫の処理の基本的な考え方

賞味期限切れ間近に迫ったものは、ぐるっとMIYAGIの判断で、賞味（消費）期限残日に応じて出展事業者の指定する値引き率まで、値下げ販売にて完売を目指します。

また、**賞味（消費）期限切れの商品は適時廃棄処理いたします。**

なお、出展事業者が返却を希望する場合は、返送に係る費用（着払い）を出展事業者ご負担で対応させていただきますので申込書にその旨を記載願います。

10. 商品発注について

(1) 商品発注	ぐるっとMIYAGIより出展事業者様へ直接発注のご連絡をいたします。
(2) 搬送費について	搬入、搬出ともに、出展事業者の負担とします。
(3) 販路拡大のためのサンプル品（試食用）提供	<p>① 納品の際は毎回試食用として必ず仕入れ商品の1割程度のご提供を厳守願います。</p> <p>② 規定外等で味が商品と遜色ないものであれば、カット等にて対応して商品紹介いたします。（試食品は、販売用商品と識別できるようにご送付ください。）</p> <p>③ 試食等（サンプル）があると商品説明に具体性があり、販路</p>

	拡大の際に役立ちますので、提供方ご協力をお願いします。
(4)パンフレット	出展商品のパンフレットがある際には、納品時に適量の同封をお願いします。

1 1. 販売手数料

売上（税込）の10%を販売手数料として徴します。

1 2. 売上金の清算について

売上金の清算については、毎月月末締切で集計し、翌月末日に販売手数料を差し引き精算額を出展事業者の指定する金融機関に送金いたします。

1 3. 販路拡大支援について

(1)商品PRイベント	適宜、販路拡大のためにPRイベントを企画いたします。 その際、出展事業者側の創意工夫・商品等への思い入れ等をお客様に伝えることが非常に大切となりますので、資料提供や販促活動等にご協力をお願いいたします。
(2)マーケティング事業	商品に対するマーケティング調査等を実施いたしますのでご賛同いただき、ご協力をお願いいたします。

1 4. その他

上記以外に運営方法や取組みについて、疑義が生じた場合は本会与物産協会が協議の上、決定いたしますので、予めご承知おき下さい。

1 5. 出展場所位置図

